

都心交通ビジョン懇談会の会議の公開に関する取扱い基準

都心交通ビジョン懇談会の会議の公開に関する取扱い及び運用手続き等について、都心交通ビジョン懇談会の会議の公開に関する要綱第9条の規定に基づき、次のとおり定める。

1 取扱い及び運用手続き

条項及び項目	取扱い又は手続き
第1条（懇談会公開の周知）	
周知の方法	市広報「広報とよた」及び財団法人豊田都市交通研究所ホームページへの掲載
周知の時期	懇談会開催日の1週間～1月前
周知事項	懇談会名称、開催日時、開催場所、懇談事項、傍聴定員、問合せ先
第2条（傍聴人の数）	
傍聴人の数	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会場の都合を考慮した上で、10名程度を基準として会長が決定する。 ・ 報道関係者は、上記傍聴人の数に含めない。
第3条 第2項（傍聴の手続）	
受付方法	<ul style="list-style-type: none"> ・ あらかじめ財団法人豊田都市交通研究所にメールないしは電話にて連絡し、傍聴人名簿に登録する。 ・ 登録の締切は、懇談会開催日前日17時までとする。開催日が月曜日の場合は、前の週の金曜日17時までとする。 ・ 傍聴人は開会15分前までに会場に集合し、受付を通じて会場に入場する。 ・ 傍聴受付時間内に傍聴定員に達しなかった場合で、その後開会時刻までに傍聴希望をした者は、事務局の許可を受け、傍聴することができる。
第4条 第1号（傍聴人の守るべき事項）	
<u>みだりに傍聴席を離れない。</u>	会議の途中で、入退場はできない。（事務局の許可がある場合を除く。）
第4条 第2号（傍聴人の守るべき事項）	
<u>指示のある場合を除き発言をしないこと。</u>	会長が傍聴人に意見を求めることが必要と判断した場合、又は懇談会委員が傍聴人に意見を求める旨の要求をし、会長がそれを許可した場合。
第5条（写真撮影、録画、録音等の禁止）	
<u>会長の許可を得た者は、この限りでない。</u>	報道関係者より撮影の申し出があった時は、事務局の許可により認める。

2 施行時期

この取扱い基準は、平成18年6月15日より施行する。